

令和7年度彦根市デジタル消費喚起事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度彦根市デジタル消費喚起事業

2 本業務の目的

市内経済は回復傾向の兆しがあるが、数年間にわたるコロナ禍の影響から脱したとは言えず、依然厳しい状況であるうえ、物価高騰により経済の回復傾向の鈍化が懸念される。

このことから、市内小売業者、飲食店等地元企業の売上回復による地域経済の活性化を目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務の概要

本業務を受託する者(以下「受託者」という。)は次の業務を行うものとする。

- (1) 以下ア・イのいずれかのデジタル消費喚起事業
 - ア キャッシュレス決済ポイント還元事業
 - イ デジタルプレミアム商品券発行事業
- (2) コールセンターの設置・運営
- (3) 告知ツールの作成・発送
- (4) 広告広報関連に関する業務
- (5) 市内での説明会業務
- (6) 本事業の効果検証業務
- (7) その他本業務に必要な業務

5 スケジュール（予定）

令和7年8月初旬まで	業務委託契約締結
〃 9月中	事業実施準備（店頭用啓発物の作成および店舗への送付、対象事業者への説明、市民向け説明会の開催）
〃 10月	事業実施
令和8年1月初旬まで	実績報告書提出
〃 3月下旬まで	委託料支払い完了

6 実施事業の詳細

(1) 事業内容

デジタル消費喚起事業は以下ア・イのいずれかとする。

ア キャッシュレス決済ポイント還元事業

スマートフォンを所有し、本市が採用するキャッシュレス決済アプリをダウンロードしている市民等が市内の事業所または店舗にて、該当アプリのQRコード決済等を利用して支払う際にポイントを還元する。

イ デジタルプレミアム商品券発行事業

スマートフォンを所有し、本市が採用するキャッシュレス決済アプリをダウンロードしている市民等が市内の事業所または店舗で使用できるデジタルプレミアム商品券を発行する。

(2) 実施期間

令和7年10月1日（水）以降の開始とし、令和7年度中に彦根市における事務処理および会計処理が終了する期間内での実施とする。

(3) 予算

7（1）に定める委託料の上限額の範囲内であること。なお、ポイント還元率あるいはプレミアム率については、予算の範囲内でより高い経済効果がある提案を求める。

(4) 対象となるキャッシュレス決済

1種類とする。

(5) 対象となる事業

対象とする事業は以下のとおりとする。

- ア 小売業（ガソリンスタンドを含む）
- イ サービス業
- ウ 飲食業

(6) 対象となる店舗

対象店舗は、以下ア・イのいずれかの条件を満たす店舗で、選定された決済事業者の決済手段を導入している彦根市内の店舗から彦根市が指定した店舗とする。

- ア 彦根市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者であること。
- イ 彦根市内に本社を置く大企業の事業者であること。

(7) コールセンターの設置・運営

- ア 3に掲げる業務の履行期間中において、土日祝日を含む専用コールセンターを設置し、事業の進捗状況に応じて、事業に支障なく運営体制を構築すること。
- イ 本事業に対する店舗および利用者からのいかなる問合せに対しても丁寧な対応を行い、問合せ内容に対して誠意をもって臨機応変な対応を行うこと。

ウ イのうち、苦情や相談については、契約有効期間中はもとより、終了後に関しても受託事業者の費用において誠意をもって対応すること。

エ 対応件数および内容について定期的に本市へ報告を行うこと。なお、報告の回数や時期については市と協議の上定めることとする。

(8) 告知ツールの作成・発送

本市と協議の上、対象店舗に配布するチラシやポスター等の広報物を作成し、少なくとも実施5日前までには対象店舗に配布完了すること。また、市関連施設に配布するポスターについても、本市と協議の上作成すること。

(9) 広告広報関連に関する業務

本市が独自に行う広告や広報に関し、QRコード決済等アプリを導入するためのQRコードや、バナー画像などを使用することについて、本市への資料提供および協力を行うこと。

(10) キャッシュレス決済の普及促進に向けた市内での説明会業務

市民向け利用方法説明会を最低5回以上開催すること。

(11) 本事業の効果検証業務

ア 彦根市に対し、当該キャンペーンによって得られる経済効果を数値的に明示し、かつそれらのデータを提供すること。

イ 参加店舗に対してアンケートを取ること。アンケートなどの実施方法については本市と協議すること。

ウ 参加店舗数、決済金額、利用者および利用回数について、可能な限り詳細な集計や分析を行い、事業の効果検証を行うこと。

(12) その他本業務に必要な業務

キャンペーン参加希望事業者や、新たにQRコード決済等を導入しようとする事業者等に対し、必要性や希望に応じて個別訪問を行うなど、市と情報共有の上、丁寧な対応を行うこと。

7 委託料および支払方法

(1) 提案上限金額：2億1387万円（消費税および地方交付税を含む）とする。

ただし、上記金額にはポイント還元原資あるいはプレミアム原資および手数料、運営費用ならびに告知ツールの作成・発送に係る費用等すべての費用を含むものとする。

(2) 前号における提案上限金額は、本業務の予算限度であり、当該予算を超える企画提案については無効とする。

(3) 受託者は本市と協議の上、定めた時期に完了届と委託料の請求書を本市に提出し、

本市は上記の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。ただし、受託者が支払希望日を定める場合、希望日から3週間以上前の平日に、郵送・電子を問わず請求書を本市に届けるものとする(必着)。

8 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により本市の承認を得た場合は、この限りでない。

9 報告および検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

10 個人情報の保護

業務の履行については、彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)その他関連法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務目的以外には使用しないこと。また、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。業務完了後も同様とする。

11 本市との協議

本業務の実施に当たっては、本市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。また、仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議し、業務の履行において疑義が生じた事項については、本市と協議の上対応すること。